

報告第10号

健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。

平成20年9月24日提出

五島市長 中尾郁子

1 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
五 島 市	— (黒字比率2.92)	— (黒字比率8.54)	15.6	127.3
早期健全化基準 (財政再生基準)	12.65 (20.00)	17.65 (40.00)	25.0 (35.0)	350.0 (—)

備考 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、数値なし。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
交通船事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
公設小売市場事業特別会計	—

備考 資金の不足額がないため、資金不足比率は、数値なし。

3 監査委員の意見 別紙のとおり

(別紙)

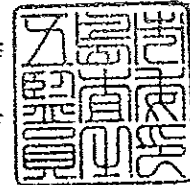
20五監第222号

平成20年9月8日

五島市長 中尾郁子様

五島市監査委員 高木長幸

五島市監査委員 熊川長吉



平成19年度健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、その意見書を送付します。

平成19年度五島市健全化判断比率審査意見書

1 審査の期間

平成20年8月25日から同年9月8日まで

2 審査の方法

送付を受けた健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、その計数の正確性を審査した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

区 分	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
平成19年度	— (黒字比率2.92)	— (黒字比率8.54)	15.6	127.3
早期健全化基準	12.65	17.65	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	—

(2) 個別意見

ア 実質赤字比率について

平成19年度の実質赤字額はなく、良好な状態にあると認められる。

イ 連結実質赤字比率について

平成19年度の連結実質赤字額はなく、良好な状態にあると認められる。

ウ 実質公債費比率について

平成19年度の実質公債費比率は15.6%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

エ 将来負担比率について

平成19年度の将来負担比率は127.3%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成19年度五島市資金不足比率審査意見書

1 審査の期間

平成20年8月25日から同年9月8日まで

2 審査の方法

送付を受けた資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書、関係帳簿等と照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、その計数の正確性を審査した。

3 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認めた。

(単位：%)

特別会計の名称	平成19年度資金不足比率	経営健全化基準(参考)
水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	
交通船事業特別会計	—	
下水道事業特別会計	—	
公設小売市場事業特別会計	—	

(2) 個別意見

いずれの会計においても平成19年度の資金の不足額はなく、良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

健全化判断比率及び資金不足比率の概要について

■健全化判断比率

1 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する割合】

$$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等とは、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する特別会計（診療所事業、土地取得事業）
- ・実質赤字額＝（歳入総額－歳出総額）－翌年度に繰り越すべき財源＝実質収支額
- ・標準財政規模とは、当該団体の標準的な経常的一般財源の規模

2 連結実質赤字比率

【全会計を対象とした実質赤字額（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合】

$$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額とは一般会計等及び公営事業会計のうち公営企業会計以外の特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業、老人保健）の実質赤字額と、公営企業会計に係る特別会計（水道事業、簡易水道事業、交通船事業、下水道事業、公設小売市場事業）の資金不足額の合計額

3 実質公債費比率（3か年平均）

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合】

$$\frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \\ \text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- ・標準財政規模を基本とした額とは、標準財政規模から元利償還金・準元利償還金に係る交付税算入額を差し引いた額
- ・準元利償還金とは、公営企業債（上水道事業、簡易水道事業、下水道事業等）や一部事務組合（長崎県離島医療圏組合）が起こした地方債の償還の財源に充てられた一般会計からの繰出金及び負担金・補助金、債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの、一時借入金の利子などの合計額

4 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合】

$$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額とは、一般会計等の平成19年度末における地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債（上水道事業、簡易水道事業、下水道事業等）及び一部事務組合（長崎県離島医療圏組合）が起こした平成19年度末地方債の元金償還に充てる一般会計からの負担見込額、退職手当支給予定額、設立法人（長崎県林業公社）の負債額等負担見込額などの合計額

■資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額とは、法適用企業（水道事業会計）の場合、流動負債から流動資産を控除した額。法非適用企業（簡易水道事業特別会計、交通船事業特別会計、下水道事業特別会計、公設小売市場事業特別会計）の場合、歳出額から歳入額を控除し、翌年度に繰り越すべき財源を加算した額
- ・事業の規模とは、営業収益の額（又は相当額）－受託工事収益の額（又は相当額）